Ⅶ 市立保育所の再編について

1 市立保育所の再編(令和7年10月現在)

市では現在、多様化し、増加する保育・子育て支援ニーズや市立保育所の施設老朽化などの保育行政を取り巻く諸課題に対応するため、今後の保育行政のあり方に関する基本方針(平成26年1月策定)に基づき、『市立保育所における民間活力の積極的な活用』と『市立保育所の重点集約化』の2つの取組により、市立保育所の再編を進めています。

なお、次のスケジュールは予定であり、変更となる可能性がありますので、ご了承ください。新たな取組スケジュールのほか、計画その他の状況に変更が生じた場合は、市ホームページにおいて随時公表を行います。

下のURL、又は二次元コードからホームページをご確認ください。

URI https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/shussan/hoikujo/hoikusyo-saihen.html



基幹保育所の6施設

①東、②北山、③住吉、④小柳(日吉)、⑤本町、⑥三本木

上記の6つの市立保育所を地域子育て支援を行う拠点施設である基幹保育所として位置付けており、基幹保育所として必要な機能強化(施設改修、移転・建替え等)を行い、地域子育て支援センター「はぐ」を順次開設しています。

《進捗状況》

完了年度	状況	施設名称	備考
平成29年度	済	北山保育所·三本木保育所	平成29年10月より「はぐ」開設
令和元年度	済	東保育所·住吉保育所	令和2年4月より「はぐ」開設
令和8年度	取組中	小柳(日吉)保育所	令和8年4月移転・「はぐ」開設 (移転後に日吉保育所(仮称)として運営)
令和8年度	取組中	本町保育所	令和8年12月移転・「はぐ」開設
令和13年度以降	取組中	三本木保育所	令和13年4月以降に移転

基幹保育所を除く9施設 」 ①南、②北、③西、④中央、⑤朝日、⑥四谷、⑦八幡、⑧西府、⑨美好

- □ 上記の9つの市立保育所は、統廃合等を行う施設として、直接移管方式又は定員枠調整方式により、取組を進めています。
- □ 直接移管方式 ··· 市立保育所への民間活力導入におけるガイドラインに基づき、設置・運営事業者を府中市から民間事業者へ変更する手法
- □ 定員枠調整方式 ··· 一定期間において定員を調整(定員減など)した後に、近隣の施設と統合する 手法(統合後、当該施設は廃止・閉園)

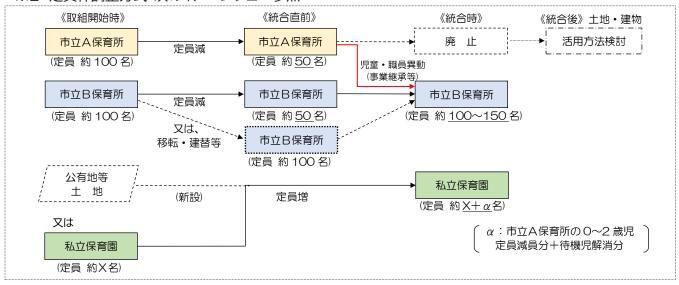
《谁挑状況》

《连抄/八儿//				
完了 年度	状況	施設名称	手法	取組内容
平成 30年度	済	南保育所	直接 移管	平成30年4月から「光明府中南保育園」として、社 会福祉法人多摩養育園による運営を開始
令和 2年度	済	朝日保育所	定員枠 調整	令和2年4月 ⇒東保育所へ統合、廃止
令和 3年度	済	美好保育所	定員枠調整	令和3年4月⇒西保育所へ統合 令和3年4月~令和4年3月 改修工事(令和3年度は保育所休止)
令和 4年度	済	西府保育所	_	令和4年4月 ⇒改修後の美好保育所へ移転、廃止
令和 5年度	済	四谷保育所	定員枠 調整	令和5年4月 ⇒住吉保育所へ統合、廃止
令和 8年度	取組中	八幡保育所	定員枠 調整	令和8年4月 ⇒日吉保育所(仮称)へ統合、廃止
令和 12年度	取組中	西保育所	定員枠 調整	令和12年4月 ⇒本町保育所へ統合、廃止
令和 13年度以降	取組中	北保育所	定員枠 調整	令和13年4月以降 ⇒三本木保育所へ統合、廃止

Ī	《今後の予定》									
	完了 年度	状況	施設名称	手法	取組内容					
	令和 17年度	開始前	中央保育所	定員枠調整	令和12年度から定員調整(新規受入抑制)開始予定 令和17年4月 ⇒三本木保育所へ統合、廃止					
	令和 17年度	開始前	美好保育所	定員枠 調整	令和12年度から定員調整(新規受入抑制)開始予定 令和17年4月 ⇒本町保育所へ統合、廃止					

採用手法について

- ※1 直接移管方式:他市における「民営化」の一般的な手法となります。この方式の詳細を定めた「市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン」を現在、市のホームページで公表しています。
- ※2 定員枠調整方式:次のイメージフロー参照



よくある質問

- Q.1 「重点集約化」の取組により、市立保育所はどのように機能強化を図るのでしょうか?
- A.1 基幹保育所として位置付けた6つの市立保育所では、現状の保育機能に加え、地域における子育て拠点施設として、地域子育て支援センター「はぐ」を運営していきます。「はぐ」では、在宅の子育て家庭が気軽に利用できる常設の子育て専用室(ひろば室)を設け、地域における子育て支援の充実を図ります。

なお、小柳保育所(移転後は日吉保育所(仮称))及び本町保育所では、機能強化及び施設の老朽 化対応に向けた移転・建替えを予定しています。

- Q.2 定員枠調整方式により対象施設の定員数が減ることになりますが、その影響分の枠については、 どのように確保していくのでしょうか?
- A.2 定員枠調整方式による取組に当たっては、統合先と統合元の2つの保育所の定員が減少することとなりますが、人口が減少していく中で、各施設において欠員が顕在化するという課題も踏まえながら、保護者の働き方や子育ての在り方など、社会情勢や保育ニーズの変化を注視し、私立保育園の新設や定員拡大などを行う必要性等を考慮した上で、必要となる定員枠を確保していきます。
- Q.3 定員枠調整方式により統合する場合、移行先は、統合先施設に限定されるのでしょうか?
- A.3 統合先の市立保育所へ移行していただくことになります
- Q.4 (定員枠調整方式により)閉園となった保育所は、どのように活用されるのでしょうか?
- A.4 市が所有する保育所の建物や土地に関する廃止後の使途や取扱いについては、社会情勢や市 民ニーズ等の状況を踏まえ、総合的に検討を進めることになります。

2 市立保育所の申込みに当たっての注意事項

市立保育所の再編に伴い、お申込みに当たっては、次の事項にご注意ください。なお、次のスケジュールは予定であり、変更となる可能性がありますので、ご了承ください。



本町保育所

新築工事を行い、令和8年12月に移転します。

*移転先:本町3丁目18番地の5(次の案内図参照)

西保育所

令和12年4月に、本町保育所に統合します。



西保育所⇒本町保育所(統合イメージ) ※定員数は予定です(すくすく保育対象児童を含む)。

単位:人

区分			西保	育所(定]員数)		本町保育所(定員数)							
	〇歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	〇歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
R8年度	3	8	18	20	22	23	94	3	10	12	25	27	28	105
R9年度	3	8	8	20	22	23	84	3	10	10	25	27	28	103
R10 年度	3	8	8	9	22	23	73	3	10	10	16	27	28	94
R11年度 3 5 8 9 10 23 58							3	5	10	17	17	28	80	
R12年度	廃止 [本町保育所へ統合]							3	10	12	25	27	28	105

今後の具体的な取組予定

	実	施施	設		今後の取組予定						
本	町	保	育	所	令和5年度~8年11月 令和8年度12月 ~令和11年度 令和12年度4月		新園舎の設計・整備(基本設計・実施設計・建設工事) 移転 定員枠調整方式により「西保育所」及び「本町保育 所」において定員調整(新規受入抑制) 「西保育所」と統合				
西	保	Ī	育	所	~令和11年度 令和12年度4月		定員枠調整方式により「西保育所」及び「本町保育 所」において定員調整(新規受入抑制) <u>「本町保育所」へ統合</u> 及び「西保育所」の廃止				

※ 三本木保育所の整備を含めた市立教育センター跡地活用事業につきましては、事業スケジュール等の見 直しを行うこととなったため、移転時期を令和12年4月から令和13年4月以降に変更いたします。移転 時期等につきましては、見直しの詳細が決まり次第、改めてお知らせをいたします。

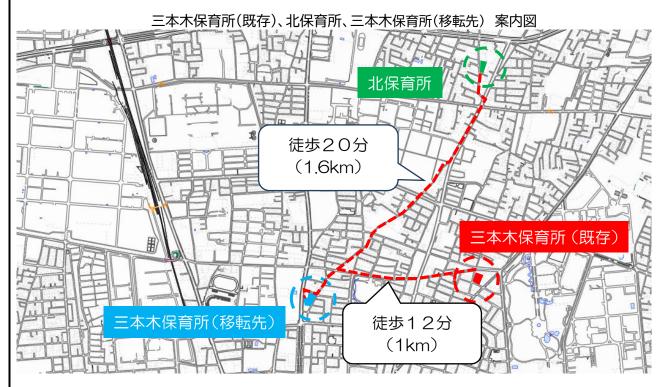
三本木保育所

令和7年4月に移転した市立教育センターの跡地に新たな建物を建設し、令和13年4月 以降に移転することを予定しています。

*移転先: 府中町1丁目32番地(市立教育センター跡地)(次の案内図参照)

北保育所

令和13年4月以降に、三本木保育所に統合します。



北保育所⇒三本木保育所(統合イメージ) ※定員数は予定です(すくすく保育対象児童を含む)。

単位:ノ

区分			北保	育所(定	受数)		三本木保育所(定員数)							
	〇歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	〇歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
R8年度	3	13	24	25	27	28	120	6	20	24	25	30	31	136
R9年度	3	10	24	25	27	28	117	6	20	24	25	30	31	136
R10年度	3	11	10	25	27	28	104	3	20	21	25	30	31	130
R11 年度	3	11	11	11	27	28	91	3	12	21	22	30	31	119
R12年度 3 11 11 12 12 28 77						3	12	12	22	23	31	103		
R13年度		廃		本木保育				3	20	23	24	35	36	141

[※]令和13年度に移転となった場合の定員になります。

今後の具体的な取組予定

	実施	施設			今後の取組予定
三	本 木	保育	所	~令和12年度 令和8年度~移転まで 令和13年度4月以降	・・・ 定員枠調整方式により「北保育所」及び「三本木保育所」において定員調整(新規受入抑制)・・・ 新園舎の設計・整備(基本設計・実施設計・建設工事)・・・・ 移転(移転後に「北保育所」と統合)
北	保	育	所	~移転まで 令和13年度4月以降	・・・・ 定員枠調整方式により「北保育所」及び「三本木保育所」において定員調整(新規受入抑制)・・・・ 「三本木保育所」へ統合及び「北保育所」の廃止